

## 【アメリカ】失業給付延長法成立

失業給付延長法が、2008年11月21日、ブッシュ大統領の署名を経て成立した(P.L.110-449)。失業給付が切れる失業者に対して給付を7週間延長し、失業率が6%以上の州(ミシガン州など)の失業者に対しては、さらに13週間延長することが主要な内容である。延長される失業給付は2009年8月まで支給され、2009年度で総額は60億ドルに上ると予想されている。金融機関の破綻や景気の低迷で失業率は上昇を続けているが、2009年はさらに失業率の上昇が予想されることから、給付の延長が求められていた。9月10日に提出されてから、下院は10月3日に通過したが、上院の審議は選挙後の11月になった。両院ともに修正はされず通過した。失業給付の延長は2008年では2度目で、最初はイラク戦争の追加戦費法(P.L.110-252)に、全州で13週間の延長が盛り込まれた。通常の失業給付の期間は、26週間であるが、これで最長59週間の給付が可能となった。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

## 【EU】気候変動防止対策についての合意

2008年12月11～12日に開催された欧州理事会(EU首脳会議)において、同年1月に欧州委員会が行った気候変動防止対策に係る包括提案(本誌235-2号(2008.5), pp.4-5 参照)は最終的な合意に至った。会議では、包括提案の1つである温室効果ガス排出量取引の排出枠の有料化のように、企業に過度な負担を強いる施策を現在のような厳しい経済状況下で決めるべきではないとの意見が出されるなど、足並みの乱れも見られたが、議長国であるフランスのサルコジ大統領がリーダーシップを発揮して、東欧諸国などに配慮した修正を行ったうえで、「歴史的合意」と胸を張る成果をおさめた。さらに、同月17日、欧州議会も包括提案を賛成多数で可決した。世界に先駆けて、京都議定書の期限が切れる2013年以降の気候変動防止対策を決めたEUは、今後、オバマ政権の米国に対し、積極的な対策を打ち出すように強く促していくと見られる。

(海外立法情報調査室・萩原 愛一)

## 【EU】派遣労働者の権利保障指令の採択

欧州議会は、2008年10月22日、派遣(非正規)労働者に対し、正規労働者と同等の権利を勤務開始日から与えることを命じる指令を採択し、即日発効した。この案は、2002年に欧州委員会から提示されていたものであり、6年を経て、指令化されたことになる。当該指令の内容は、派遣労働者が、契約時から、給料、休暇、労働時間、休息时间及び出産休暇などの重要な雇用・労働条件につき、正規労働者と同一の権利を持つことを規定するものである。そして、EU加盟27か国は、3年以内(2011年まで)に、この指令を国内法化しなければならない。ただし、各国が例外規定を作ることでもでき、その場合は、各国の労使が合意を結ぶ必要がある。すでにイギリスでは、この指令は労働市場の硬直化を招くおそれがあるとの観点から、派遣労働者は、12週間の就業期間が経った後に初めて、正規労働者と同等の権利を持つことができると定められた。

(海外立法情報課・鈴木 尊紘)

## 【イギリス】メディア検閲を法制化する動き

2008年11月10日、インディペンデント紙は、諜報及び安全保障委員会（ISC）が国家安全保障上の利益を損なう報道及び同利益に関係した警察活動の報道を禁止する法律の制定を勧告する予定であると報じた。同委員会は議会の委員会でありながら、首相が構成員を任命する特殊な委員会であり、両院の超党派議員で構成される。その職務はイギリスの諜報機関の監督であり、首相官邸における影響力は非常に大きい。従来、安全保障等にかかわる報道は、国防、出版及び報道諮問委員会が発する DA 通知と呼ばれる要請に基づき、メディアが自粛する形で抑えられてきた。しかし ISC は、この分野におけるリークが近年頻発しており、新たな枠組みが必要であると 2006 年度の報告書で訴えていた。法的拘束力を持つ検閲の導入に関しては、従来のメディアと政府の協調に基く枠組みを破壊することになりかねない、あるいは政府が政治的な意図を持って検閲権を行使しかねないとする危惧が出されている。提案は今年末に出るといわれている。（海外立法情報課・岡久 慶）

## 【イギリス】議員逮捕とその反響

2008年11月27日、保守党の影の内閣において内務及び移民を担当する、ダミアン・グリーン議員が「公務における不正行為の教唆、幫助」の容疑で逮捕され、9時間の勾留後釈放された。内務省では職員による情報漏洩があり、政府に不利となる情報がグリーン議員に提供され、メディアに流されるという事態が生じていた。警察は議員が能動的に内務省職員を手なづけ、漏洩を行わせたと考え、今回の逮捕となったものである。イギリスの議員は議会内においては、民事事件で逮捕されない特権を有するが、今回は刑事事件である。それでも事件が大きな反響を呼んだのは、公益目的であれば、政府に不利となる情報を流すのは野党政治家にとって当然の仕事とする考えが、与野党、議会内外を問わず根強いからである。グリーン議員事務所の書類、PCのハードディスクまでも検索したことは、警察の行き過ぎとの意見が多く、マーティン下院議長が裁判官の令状のない警察に議会内事務所の検索許可を出したことが批判の的となった。（海外立法情報課・岡久 慶）

## 【フランス】積極的連帯収入制度の創設

積極的連帯収入の一般化及び雇用への編入改革に関する 2008 年 12 月 1 日の法律第 2008-1249 号が制定された。積極的連帯収入（revenu de solidarité active : RSA）とは、ワーキングプアや失業手当等の受給者が雇用を得ることによって受給対象から外れ、減収になってしまい、就労意欲を失っている現状を考慮し、雇用されてからも一定の収入を保証する新たな給付制度である。現在、34 の県で実験的に行われているが、2009 年 6 月から全国で実施する。こうした権利をワーキングプアや失業者が得る代わりに、その者らは、公的又は私的な職業斡旋所で就職活動を行う義務が生じる。また、なんらかの理由で就職活動を行えない者は、6 か月ごとにその状況が確認される。なお、この新たな給付制度により、以前からあった、参入所得社会保障（RMI）、単親手当（API）及び雇用手当（PPE）は廃止され、RSA に一本化されることになる。フランス政府は、RSA 制度を社会的貧困防止対策の 1 つと位置づけている。（海外立法情報課・鈴木 尊紘）

## 【フランス】テロリズム対策法の延長

フランスは、2006年に、テロ防止並びに安全保障及び国境監視の諸条項に関する法律を制定した（2006年1月23日の法律第2006-64号）。しかし、この法律は時限立法であり、その効力は2008年末をもって終了することとなっていた。そこで、当該法律の第3条、第6条及び第9条を2012年末まで延長する法律が制定された（2008年12月1日の法律第2008-1245号）。第3条は、テロ予防のために身分照会ができることを規定している。例えば、EU内の国境を越える電車の中でパスポート・コントロールを行うこと等を想定している。第6条は、電子的通信（電話及びインターネット等）の情報（いつ誰が誰に電話をかけたか、その通話時間はどの程度であったか等であり、盗聴は想定されていない。）をテロ予防の捜査のために使用できることを定めている。第9条は、テロ予防のために捜査する必要のある人物を特定することを目的として、運転免許証、国家身分証及びパスポート等によって登録されている個人情報を利用できることを規定している。（海外立法情報課・鈴木 尊紘）

## 【ドイツ】連邦憲法裁、通勤交通費に関する所得税法の規定を違憲と判断

2008年12月9日、連邦憲法裁判所第二法廷は、通勤交通費を必要経費として収入から控除することを原則として認めない所得税法の規定を違憲とする判決を下した。2006年以前は、実際に発生した経費にかかわらず1勤務日につき1キロメートル当たり0.3ユーロの控除が認められていたが、2007年1月1日以降適用されている現行所得税法第9条第2項は、このような控除を21キロメートル以上の距離についてだけ認めている。この改正は、財政難の中で国の税収増（年間約25億3000万ユーロと推定される）を意図して行われたが、判決は、このような取扱いは、基本法第3条第1項の保障する一般的平等原則に違反すると判断し、立法者が合憲的な法改正を行うまでは、2006年以前の方式を適用することとした。この判決を受けて連邦政府は、判決当日のうちに、2007年分以降の所得税のうち取り過ぎた部分を納税者に返還することを表明した。約1500万人の通勤者1人平均約300ユーロの返還を受けると推定されている。（海外立法情報課・山口 和人）

## 【ドイツ】新たな国際テロ対策法が成立

国際テロリズム対策強化のため、連邦刑事局の権限を拡張した法律が、連邦議会と連邦参議院の議決を経て、2008年12月19日成立した。この法律は、2006年8月28日の基本法改正で、一定の要件の下に国際テロリズムの危険の予防に関する連邦の専属的立法権限が規定されたのを受け、従来各州の警察当局に与えられていたテロリズムの危険予防の権限を連邦刑事局にも与えるとともに、私人のコンピューターに侵入してその中の情報を探知するいわゆる「オンライン検索」を行う権限や、住居や通信の監視等を行う権限をこれに認めること等を内容としている。緊急の場合には裁判官の令状なしにオンライン検索を許容する規定や、ジャーナリスト、医師及び弁護士の証言拒絶権の制限に関する規定等が批判の対象となり、連邦議会を通過した法案が一度連邦参議院で否決されたが、両機関の合同協議の結果、オンライン検索にはすべての場合に令状を必要とする等の修正を施すことで合意が成立した。この法律は2009年1月1日に施行された。

（海外立法情報課・山口 和人）

## 【ドイツ】相続税改革法が成立

2008年11月27日、連邦議会は、相続税及び贈与税法その他の関連法律の改正を内容とする「相続税改革法案」を可決し、12月5日、連邦参議院がこれに同意して相続税改革法が成立した。これによって、約1年間の議会審議を含めて約2年半に及ぶ相続税の改革論議に一応の終止符が打たれた。改正法は、現行法における相続財産の評価基準が財産の種類によって一様でないことを基本法の平等原則違反と判断した2006年11月7日の連邦憲法裁判所決定を受けて、評価基準を取引価格に統一した。また、配偶者（生活パートナー登録者を含む）及び子については控除額が大幅に引き上げられるとともに、相続した自己使用の家については、大部分の場合無税となるなど有利な改正となったが、兄弟姉妹や非親族については税率が引き上げられた。さらに、企業を相続した者が7年以上営業を続けた場合には本来の税額の15%ですみ、10年以上続けた場合は相続税を払わなくてすむこととなった。改正法は、2009年1月1日に施行された。

（海外立法情報課・山口 和人）

## 【イタリア】大学と研究の質の向上を図るための暫定措置令

2008年11月10日の暫定措置令第180号「学習の権利並びに大学及び研究のシステムにおける業績及び質の向上に関する緊急措置」は、①大学における若い研究員の採用の促進、②客観的な基準に基づいて研究を支援し、業績評価を行っている大学に対するインセンティブの付与、③教授や研究員の評価及び評価委員会の構成のための客観的基準の策定、④能力のある学生すべてが奨学金を利用できるような予算措置、などを講ずるものである。①については、研究員や教員の採用について、広く募集し、選考の透明性を確保することを目的としている。②に関しては、業績が優れているとみなされた大学に対して、傾斜的な予算配分を行う。④の奨学金については、本来18万人の学生が受給の権利を有すると見られているが、現在は14万人しか対象となっていない。2009年には、学生寮の建設やベッド数の増加なども計画している。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

## 【イタリア】北部同盟、移民入国の一時凍結を提案

2008年11月現在、上院では、不法移民の取締りも目的のひとつとする「公共安全に関する規定」の法案（『外国の立法』236-1号、2008,7参照）が審議されているが、移民に対して厳しい姿勢を貫く北部同盟が、この法案に対して、欧州連合以外の外国人労働者の入国を向こう2年間凍結するという条項の挿入を、修正案として提出した。理由は、現在の深刻な景気後退による失業者の増大、雇用機会の減少の折、外国人労働者を受け入れる余地はない、ということである。北部同盟は、さらに、彼らが公的住宅に入居するための条件を、少なくとも10年前から、イタリアに滞在していることとするなど、厳しくすることを提案している。不法移民が、公的な医療施設や救急サービス等を利用した時には、その費用を全額負担させることも盛り込もうとしている。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

### 【イタリア】保護観察制度導入法案に対する閣内の不一致

2008年11月下旬、アルファノー法務大臣は、比較的軽い罪で判決を受けた、前科のない者については、社会奉仕に従事させて刑の執行を停止するという保護観察制度の導入の法案を準備した。対象となる犯罪は、窃盗、汚職、不正経理、公金横領、詐欺、ネット犯罪、ストーキングその他で、4年以下の禁固刑の判決を言い渡された者が対象となる。刑務所の満杯状態を緩和するという目的もある。しかし、この法案は、マローニ内務大臣、ラ・ルツォ国防大臣等の抵抗にあい、閣議への上程も見送られ、とりあえず棚上げとなった。特に、現在、不法移民対策をはじめ公共の安全に係る施策を推し進め、刑罰に厳しい姿勢をとるマローニ内務大臣は強硬に反対した。保護観察制度の導入は、前内閣においても検討されていたもので、現法務大臣に対しては、司法官の労働組合である全国司法官協会が要請していた。

(海外立法情報調査室・萩原 愛一)

### 【ロシア】憲法改正法案

2008年11月5日に行われた大統領年次教書演説の内容を受けて、大統領任期及び下院任期の変更に関する憲法改正法案の審議が11月14日から下院で開始された。法案は11月21日に下院の第三読会で可決された後、上院で11月26日に可決された。憲法改正に係る法案の成立には、両院の可決に加えて、連邦構成主体の立法機関（議会）の3分の2以上による承認及びロシア大統領の署名が必要である。最終的に大統領が署名した法案は12月30日に公布され即日施行された。これにより、大統領任期は現在の4年から6年へ、下院任期は現在の4年から5年へと延長されることになる。ペフチン「統一ロシア」第一副党首（下院議員）は今回の憲法改正に関して、「大統領任期6年は、大統領が予定された計画を最大限に実現できる期間であり、下院任期5年は設定された課題を最も効率的に実行できる期間である」とし、6年及び5年を「最適期間」と評した。

(海外立法情報課・津田 憂子)

### 【ロシア】2009年度以降の社会保険基金予算

2008年11月25日、メドベージェフ大統領はロシア連邦社会保険基金の2009年度並びに計画期間2010年度及び2011年度における予算に署名した。2009年度の一時的労働不能手当は最大で18720ルーブル（約6万5520円）。2008年11月末現在、1ルーブルは約3.5円）、2010年度及び2011年度については増額され、それぞれ最大で20030ルーブル、21390ルーブルとなる。妊娠及び出産手当について2009年度は最大で25390ルーブル、2010年度及び2011年度はそれぞれ最大で27170ルーブル、29020ルーブルに増額される。さらに、妊娠期、出産及び出産後の時期の各時期に対し金額にして3000ルーブルと6000ルーブルが、また、出生後1年間の幼児疾病予防措置に関して2000ルーブルの医療支援サービス支給が、社会保険基金から中央及び地方の保険機関に対し行われる。なお、2009年度の予算に関しては確定額であるが2010年及び2011年度に関しては予定額である。

(海外立法情報課・津田 憂子)

## 【ロシア】 経済危機克服に向けたロシア連邦税法典の改正

世界的な金融危機の煽りを受けて困難な経済状況下にあるロシア国内の納税者を支援する法案（ロシア連邦税法典第 1 部及び第 2 部の改正法案）が下院及び上院で可決され、その大部分は 2009 年 1 月 1 日から施行される。改正の柱は大きく次の 5 点である。①これまで 24%に定められていた法人利潤税（日本の法人税にあたる）を 20%まで引き下げる、②前払い金に対する付加価値税の支払いを控除する、③税の支払いを延期し、又は分割払いにする特別方式を設定する、④簡易課税制度を適用して支払いを行う場合の税率を 5%まで引き下げる権限をロシア連邦構成主体に与える、⑤個人所得税にかかる財産税の控除額を引き上げる。この改正によって一般市民が最も恩恵を受けるのは⑤である。財産税の控除額は、以前の 13 万ルーブル（約 45 万 5000 円）から 26 万ルーブル（約 90 万円）へと 2 倍に引き上げられた。

（海外立法情報課・津田 憂子）

## 【韓国】 選挙供託金の額に憲法不合致決定

2008 年 11 月 27 日、憲法裁判所は、大統領選挙立候補の要件として 5 億ウォン（約 3320 万円）の寄託金（供託金）納付を規定する公職選挙法第 56 条第 1 項第 1 号に対し、憲法不合致決定を下した。これは、大統領選挙に立候補していた張基杓（チャン・ギピョ）新政政治連帯代表が、憲法が国民に付与している「公務担任権」を制限しているとして起こした憲法訴願に対する決定である。憲法不合致決定とは憲法裁判所による違憲決定の一種であり、法律の違憲性を認定しながらも法の空白を防ぐため継続効を認めるものである。憲法裁判所は、「不誠実な候補の乱立を防止する必要性もある」ものの、5 億ウォンを準備するのは国庫補助金が支給されない群小政党や無所属候補者には難しく、「財産の多寡により公務担任権行使の機会を非合理的に差別している」「それほど高額である合理的理由がない」として、2009 年 12 月 31 日までに公職選挙法の該当条項を改正するよう命じた。

（海外立法情報課・白井 京）

## 【韓国】 尊厳死を認める初めての判決

2008 年 11 月 28 日ソウル西部地方法院（裁判所）は、植物人間状態の患者への延命治療を中断するよう本人（名義）及び親族が病院に対し求めた訴訟において、人工呼吸器を除去するよう判決を下した。患者が日常的に延命治療を拒否すると明言していたことから、法院は「個人の人格権と幸福追求権を保障している憲法第 10 条には、患者が自身の生命と身体の機能に対し自ら決定する権利が含まれている」「死を迎える利益が生命を維持する利益より大きい場合（略）自己決定権の行使を拒否することはできない」として病院に人工呼吸器を取り外すよう命じた。ただし親族名義での訴訟については、治療による経済的精神的苦痛があったとしても他人の生命を短縮させる治療中断を請求する権利を有するとはみなせないとして、棄却している。同判決は、韓国において尊厳死を認めた初の判決であり、今後の立法化に向けた動きに大きく影響を及ぼすものと思われる。

（海外立法情報課・白井 京）

## 【韓国】子どもの食生活安全管理特別法

2008年3月に制定された「子どもの食生活安全管理特別法」が、2009年3月の施行を前に注目を集めている。同法は、学校内やその周辺で質の悪い嗜好食品が廉価で販売されていることや、保育園や学校の給食に栄養の偏りがみられることから、子ども達に正しい食生活習慣を習得させ、健康増進に寄与することを目的に定められた法律である。嗜好食品には栄養成分の表示を義務付けるなどの措置がとられ、学校の半径200m以内を「子どもの食生活安全保護区域」に指定して同区域での嗜好食品販売を規制するとしている。施行令案では菓子、カップラーメン、ピザ、炭酸飲料、ハンバーガー等の「高カロリー・低栄養食品」について午後5時から9時までの時間帯及びアニメ等子どもを対象とするテレビ番組における宣伝（CM）を禁止する等の厳しい措置が表明されており、食品業界が反発している。なお、韓国の12歳児童の肥満率は、2005年現在21.7%に達しているという。

（海外立法情報課・白井 京）

## 【中国】企業国有資産法の成立－国有資産の流失を防止

国有企業（国が全額、一部出資するもの、株式を所有するものを含む）には、国務院の国有資産監督管理委員会、財政部等の各部・委員会、中央人民銀行等のほか、地方人民政府関連企業が含まれ、2007年時点での企業数は11.5万社、その資産総額は35.5兆元（約500兆円）とされる。国有企業の一部では、外国企業や親戚等が経営する企業との経営参加や資産譲渡に関する交渉において、企業資産の評価を人為的に低くし、その見返りを個人の懐に入れる事例が見られた。こうした国有資産の流失を防止し保護することを目的とする企業国有資産法が、1993年から継続審議されていたが、2008年10月28日の全国人民代表大会第5回常務委員会会議で採択され、2009年5月1日から施行されることになった。出資者としての国の権利利益を代表する機関が設けられ、特に国が全額出資する企業への監督管理が強化されることになる。

（海外立法情報調査室・富窪 高志）

## 【中国】党及び政府幹部の公務海外出張経費の管理強化に関する暫定弁法

2008年11月、浙江省温州市と江西省新余市の政府職員がアメリカとカナダに公務出張した際の名簿、日程、経費等に関する書類がはいった袋を上海市地下鉄の乗客が拾い、その内容がインターネット上に流された。視察、研修を目的とする出張が実際には観光目的であったことに多くの批判が寄せられ、両市では関係者に対する処分が行われた。これに先立つ2008年8月5日、こうした訪問、視察、研修、国際活動等の公務を名目とする海外出張が政府職員の既得権利となっている状況を改善し、海外出張経費の審査・認可及び監督管理を強化するために、「党及び政府幹部の公務海外出張経費の管理強化に関する暫定弁法」が施行されていた。海外出張経費は、次年度の予算計画に予め組み込むこと、今後の経費増額は認めないこと、企業等からの寄付を受けてはならないこと、領収書等の厳格な確認等が規定されている。政府職員の腐敗防止対策のひとつと言えよう。

（海外立法情報調査室・富窪 高志）

## 【中国】付加価値税(増値税)暫定条例の改正

2008年12月、国務院は世界的な金融危機の影響に対応するため、低廉賃貸住宅建設、農村のインフラ整備、高速道路や鉄道、飛行場整備等を含む10項目に及ぶ内需拡大策を打ち出した。そのひとつが付加価値税(増値税)改革である。これを受け、1994年1月1日施行の増値税暫定条例(政令に相当)が改正され、2009年1月1日から施行される。増値税は、中国国内での物品販売、又は加工、修理等の役務の提供、物品等の輸入に課税されるものである。改正は、2004年から東北、中部地方で行われていた試行結果を取り入れたもので、機械設備等固定資産の購入に係る増値税を、仕入れ税額控除の対象とできるようになった。また、売上高が一定の規模以下の小規模納税者については、これまで製造業が6%、商業が4%の課税率であったものを一律3%に引き下げた。こうした措置により設備投資が刺激され、内需拡大に結びつくことが期待されている。

(海外立法情報調査室・富窪 高志)

## 【フィリピン】憲法改正のための憲法会議の設置を求める上院法案

フィリピン議会で、2005年に高揚した憲法改正(Charter Change=Cha Cha)をめぐる論議が再燃している。2005年12月、現行の大統領制・二院制議会から一院制の議院内閣制への移行を中核とする憲法改正諮問委員会の最終答申が提出された。その際に問題となったのが、憲法改正の発議に関する手続規定であった。同手続には主に、①現議会を憲法制定会議(Constituent Assembly=Con Ass)とする総議員の4分の3以上の賛成による発議、②議会とは別に設置する憲法会議(Constitutional Convention=Con Con)による発議がある。上院(24議席)の多数はCon Conの設置を支持し、下院(当時236議席、現238議席)の多数はCon Assの開会を支持した。その後、同論議は頓挫したが、2008年12月3日、2010年5月の国政選挙(大統領選、上院半数改選、下院総選挙)の際にCon Con議員(各選挙区2名)の選出を行うとする「憲法会議法案」が上院に提出された。

(海外立法情報課・遠藤 聡)

## 【シンガポール】ムスリム行政法の改正

2008年11月17日、シンガポール議会で、「ムスリム行政法改正法」が可決された。同改正法は、「1999年改正ムスリム行政法」の一部及び「2007年改正最高裁判所法」の一部を改正するものである。人口460万人のシンガポールでは、その14%を占めるマレー系住民を中心にムスリム・コミュニティが形成されている。1975年から23のモスクに資金の供出をしてきた「モスク建設・Mendaki(シンガポール・イスラム・コミュニティ開発協議会)基金」(MBMF)は、現在、20万人のムスリム労働者から年間1000万シンガポールドル(約61億円)の寄付金を集めている。同改正法により、MBMFの資金拠出目的が拡大され、①シンガポール・イスラム教審議会(Majlis)が許可した既存のモスクの増築・改築・再建・修復、②宗教教育に対する供出が認められた。後者では、イスラム学校(madrasahs)におけるカリキュラムの改良・情報化の推進・教師の養成が想定される。

(海外立法情報課・遠藤 聡)



## 【インドネシア】ポルノ規制法の制定

2008年10月30日、インドネシア国会で、「ポルノ規制法案」が可決された。人口2億2000万人のうちの87%がイスラム教徒であるインドネシアは、国教を定めていない世俗国家である。ポルノ規制の法制化は、イスラム団体やイスラム系政党の支持の下で推進されたが、他教徒住民が多いバリ州、パプア州、北スラウェシ州では抗議行動が行われた。国会での採決では、最大野党の闘争民主党とキリスト教系政党の福祉平和党の議員は退席した。同法において、「ポルノ」とは「猥褻さや性欲を駆り立て、地域社会の道徳的倫理を侵害する、描画、素描、イラスト、写真、文章、歌声、音声、動画、アニメ、漫画、詩、会話、ジェスチュア、様々な媒体を通じた伝達メッセージ」であると定義され、また「地域社会は、ポルノの生産、流通、使用を防ぐ役割を担う」との規定が置かれた。同法に違反した場合、10年以下の禁固又は50億ルピア（約4170万円）以下の罰金が科せられる。

（海外立法情報課・遠藤 聡）